

オリックス信託銀行からのご説明事項

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、当社とお客さまのお取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
 - 当社の取り扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。
 - 「投資型年金保険マニュプライム」にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
 - 「投資型年金保険マニュプライム」はマニュライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- *ただし、死亡給付金は元本相当額(基本保険金額)がマニュライフ生命保険株式会社により最低保証されます。また、一定の条件を満たした場合、年金原資はマニュライフ生命保険株式会社により最低保証されます。

特別勘定について

新変額個人年金保険(特型)では、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額などの変動につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのためマニュライフ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申し込みいただきますようお願いいたします。また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

〈「ご契約のしおり/約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 給付金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

●保険契約の解除、無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。
 - ・なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
 - ・保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合または不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻ししません。
- 詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニュライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先:「生命保険契約者保護機構」TEL. 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

詳しくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

オリックス信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニュライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニュライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、新変額個人年金保険(特型)の取り扱い、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。
照会先:マニュライフ生命 電話:042-489-8112 お問い合わせ時間:月~金 9時~17時(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(引受保険会社に関するお問い合わせは)
引受保険会社
マニュライフ生命保険株式会社
変額年金カスタマーセンター/0120-925-008
受付時間/月~金曜日 9時~17時
(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)
ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

応援します。あなたの夢

ManuPrime
マニュプライム



「投資型年金保険マニュプライム」は、預金ではなく、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金額等が変動する生命保険商品です。

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

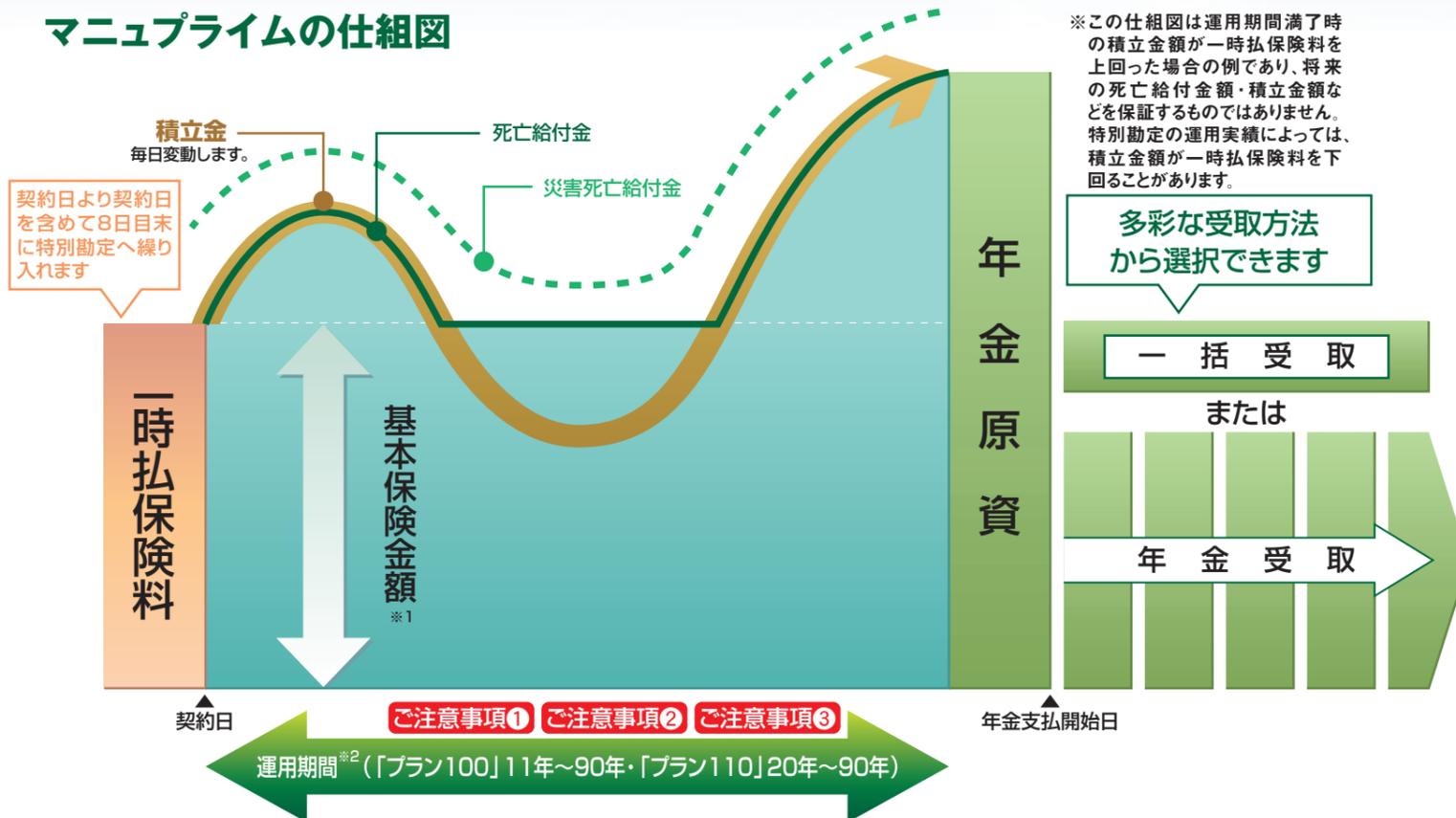
この保険の引受保険会社はマニュライフ生命保険株式会社です。オリックス信託銀行株式会社はマニュライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

あなたの夢をより確かなものに。マニープライム

▲ 運用のリスクについて

マニープライム（新変額個人年金保険I型）の資産は、特別勘定での運用期間中、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額）が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

マニープライムの仕組み



ふやす

投資スタイルにあわせて…

- 運用期間中の積立金は特別勘定を通じて世界各国の株式や債券などで運用されます。
- 世界各国の株式や債券に分散投資された3つの特別勘定から、お客様の投資スタイルやリスク許容度に応じてお選びいただけます。

ご注意事項①（⇒11ページ）
特別勘定での運用期間中は、保険関係費と運用関係費を控除します。

詳細は5ページをご覧ください

つかう

ライフプランにあわせて…

- ライフプランにあわせて、年金の受取方法をお選びいただけます。
- 毎年一定条件のもと、解約控除なしで積立金の一部を引き出せます。
- お客様のニーズに柔軟に対応するため「定額の年金保険への変更」や「即時の年金受取の選択」ができます。

ご注意事項②（⇒7・8ページ）
● 契約日から経過年数7年以内に積立金の10%を超える引き出しを行う場合または定額の年金保険への変更を行う場合は、契約日からの経過年数に応じて解約控除がかかります。
● 定額の年金保険に変更した場合または即時の年金受取を選択した場合、年金原資の最低保証はありません。

詳細は6・7・8ページをご覧ください

のこす

大切なご家族のために…

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金は、基本保険金額（一時払保険料）の100%を最低保証します。
- 運用期間中に被保険者が不慮の事故などによりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。
- 「遺族年金特約」を付加し、死亡給付金の全部または一部を一時金ではなく年金で受け取れます。

詳細は9・10ページをご覧ください

「保証」の機能が支える、「安心」の資産づくり

プラン100 「プラン100」を選択された場合

※「プラン100」…「年金原資110%保証特約」を付加しないご契約

● 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず、基本保険金額（一時払保険料）の100%を年金原資として最低保証します。

● 運用期間は11年以上となります。ただし、年金支払開始年齢が5歳きざみのため、被保険者の契約年齢により運用期間が最短で12年～15年となる場合があります。

ご注意事項③ ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

詳細は3・4ページをご覧ください

プラン110 「プラン110」を選択された場合

※「プラン110」…「年金原資110%保証特約」を付加したご契約

● 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず、基本保険金額（一時払保険料）の110%を年金原資として最低保証します。

※被保険者が年金支払開始日前（運用期間は20年～90年）にお亡くなりになった場合、基本保険金額の100%を死亡給付金としてお支払いを保証しますが、110%の年金原資保証の適用はございません。また、被保険者が不慮の事故などによりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。

※「年金原資110%保証特約」はご契約時のみ付加できます。

● 運用期間は20年以上となります。 ※「プラン100」にかかる費用に加えて別途費用がかかります

ご注意事項③ ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

詳細は3・4ページをご覧ください

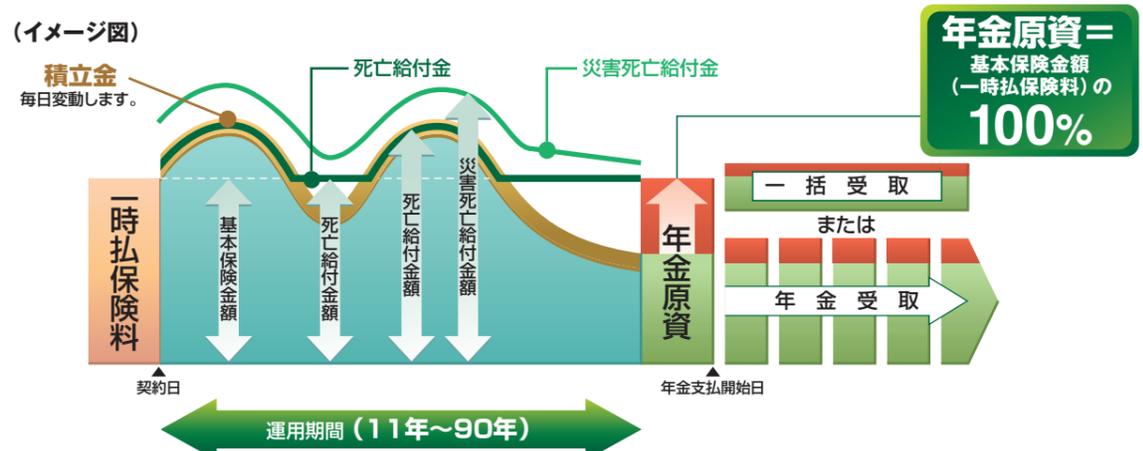
●2つのプラン…ご契約時 にどちらかのプランを選択

積立金は特別勘定（世界各国の株式や債券など）で運用されますので、運用成果が期待できる一方、基本保険金額（一時払保険料）を下回る場合があります。でもご安心ください!「保証」の機能でお客様の積極的な資産づくりをサポートします!

プラン 100

「プラン100」…「年金原資110%保証特約」を付加しないご契約

- 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず、基本保険金額（一時払保険料）の100%を年金原資として最低保証します。
- 運用期間は11年以上となります。
- ただし、年金支払開始年齢が5歳きざみのため、被保険者の契約年齢により運用期間が最短で12年～15年となる場合があります。
例) 被保険者の契約年齢が60歳の場合：運用期間は最短で15年（年金支払開始年齢75歳）となります。
- ▲次の場合は、運用期間にかかわらず、年金原資の最低保証はありません。
○定額の年金保険に変更した場合 ○即時の年金受取を選択した場合
- ▲解約返戻金には最低保証はありません。

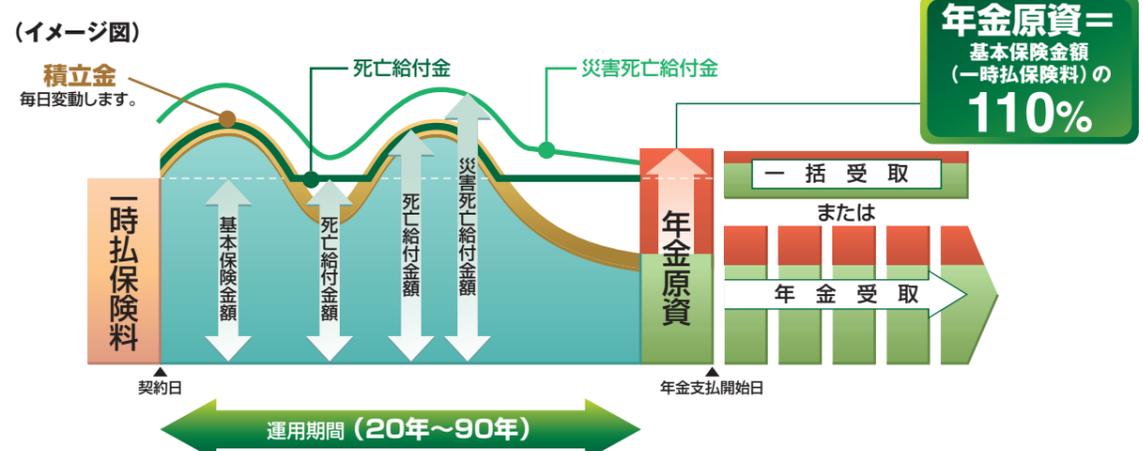


例) 一時払保険料1,000万円で年金支払開始日前日の積立金額が700万円の場合 一時払保険料の100%である1,000万円を年金原資として最低保証します

プラン 110

「プラン110」…「年金原資110%保証特約」を付加したご契約

- 運用期間満了を条件に年金受取、一括受取にかかわらず、基本保険金額（一時払保険料）の110%を年金原資として最低保証します。
- ※被保険者が年金支払開始日前（運用期間は20年～90年）にお亡くなりになった場合、基本保険金額の100%を死亡給付金としてお支払いを保証しますが、110%の年金原資保証の適用はございません。また、被保険者が不慮の事故などによりお亡くなりになった場合の災害死亡給付金は、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。
- 運用期間は20年以上となります。 ●「年金原資110%保証特約」は、ご契約時にのみ付加できます。 ※「プラン100」にかかる費用に加えて別途費用がかかります。
- ▲次の場合は、運用期間にかかわらず、年金原資の最低保証はありません。
○定額の年金保険に変更した場合 ○即時の年金受取を選択した場合
- ▲解約返戻金には最低保証はありません。



例) 一時払保険料1,000万円で年金支払開始日前日の積立金額が700万円の場合 一時払保険料の110%である1,100万円を年金原資として最低保証します

※上記2つの仕組図は、運用期間中に積立金の引き出しや一部解約などの変更がなかった場合のもので
※ご契約後のプラン変更はお取り扱いできません

● 特別勘定への繰り入れ

一時払保険料は、契約日より契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます

● 特別勘定のラインナップ

3つのグローバル・ポートフォリオはリスクを抑え、より高いリターンを目指します

[運用会社:エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社]

特別勘定名	すべての特別勘定に共通	運用方針	株式・債券比率	
グローバル・ポートフォリオ 20	<ul style="list-style-type: none"> ●運用対象とする資産は、主として日本株式、外国株式、日本債券および外国債券です ●各資産への投資は、直接投資するほか、それらの資産に投資を行う投資信託に投資して行う場合があります 	長期的な資産価値増加の可能性が大きいと判断される株式資産に約20%を配分しつつ、国際的に投資を行うことで収益源の分散を図ります	日本株式 外国株式	約20%
グローバル・ポートフォリオ 30	<ul style="list-style-type: none"> ●基本資産配分に対する各資産の配分割合が、基本資産配分の比率から一定範囲を超えて乖離した場合は、速やかに基本資産配分の割合に戻すように(リバランス)します 	長期的な資産価値増加の可能性が大きいと判断される株式資産に約30%を配分しつつ、国際的に投資を行うことで収益源の分散を図ります	日本株式 外国株式	約30%
グローバル・ポートフォリオ 50	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨建資産への投資に伴う為替リスクは、原則としてヘッジにより回避します 	長期的な資産価値増加の可能性が大きいと判断される株式資産に約50%を配分しつつ、国際的に投資を行うことで収益源の分散を図ります	日本株式 外国株式	約50%
			日本債券 外国債券	約80%
			日本債券 外国債券	約70%
			日本債券 外国債券	約50%

※現在の基本資産配分比率については「特別勘定のしおり」をご覧ください。なお、基本資産配分比率は、今後変更することがあります。(平成20年8月現在)
 ※特別勘定および特別勘定の運用方針は、今後変更することがあります。
 ※ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。
 ※特別勘定には、各種支払やスイッチング等の異動に備え、一定の現預金等を保有することがあります。
 ※各特別勘定および注意事項の詳細については「特別勘定のしおり」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」などを必ずご覧ください。
 ※「プラン100」と「プラン110」では、特別勘定に違いはありませんが、保険関係費が異なるため、ユニットプライスが異なります。

スイッチングについて 金融市場や投資スタイルの変化に柔軟に対応できます

- ご契約後も、運用期間中はご自身の判断で自由に積立金の全部あるいは一部を移転(スイッチング)できます。
- 年間12回までのスイッチングには手数料がかかりません。

※スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。
 ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となるときは、その金額をスイッチングの最低申込金額とします。
 ※年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。



● 年金の受取方法

確定年金 年金受取期間 (5年・10年・15年・20年・25年・30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●一定期間にわたって、年金をお受け取りいただけます ●年金受取期間は5年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます
保証期間付終身年金 保証期間 (10年・15年・20年・25年・30年)	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます ●保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます
夫婦年金 保証期間は、保証期間付終身年金と同様です。 年金受取時にお選びいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご夫婦(被保険者とその配偶者)どちらか一方が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます ●保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中からお選びいただけます ※夫婦年金は、被保険者とその配偶者(被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている方)の年齢差が15歳以内であることを条件にお選びいただけます

※保証期間付終身年金(夫婦年金含む)を選択し、年金受取期間中に被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)がお亡くなりになった場合は、その時期により受取総額が年金原資を下回る場合があります。

■「プラン100」「プラン110」「被保険者の契約年齢」「運用期間」により選択できる年金種類、受取年数が異なります。詳細は「各種お取り扱いについて」(13ページ)の年金の欄をご覧ください。

- 年金の種類・期間の変更
年金支払開始日前であれば、お取り扱いの範囲内で変更できます。
- 年金支払開始日の変更
お取り扱いできません。
※ただし、定額の年金保険への変更の場合は変更時または変更後年金支払開始日前に、即時の年金受取の選択の場合は選択時に、マニュアル生命にお申し出いただくことにより、お取り扱いの範囲内で年金種類、期間、年金支払開始日を変更できます。

■年金の一括受取

- 年金受取人の希望により、年金受取開始後に保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価を一括して受け取れます。(この場合にも年金原資の最低保証があります)
- 保証期間付終身年金・夫婦年金を選択し、年金受取開始後に一括受取をした場合で、保証期間終了後に被保険者が生存されている時は年金での受け取りが再開されます。なお、お亡くなりになった時期により、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

■指定代理請求特約

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が年金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

■新後継年金受取人指定特約

- ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

※将来お受け取りいただく年金額は、「年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金の合計額」または「年金原資の最低保証額」のいずれか大きい金額と年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算されます。
 ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。
 ※年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算された年金額が5万円に満たない場合は、年金での支払いは行わず、年金支払開始日の前日末の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。
 また、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、この金額を超える部分については一時金で年金受取人にお支払いします。

1年後から毎年

積立金の引き出し

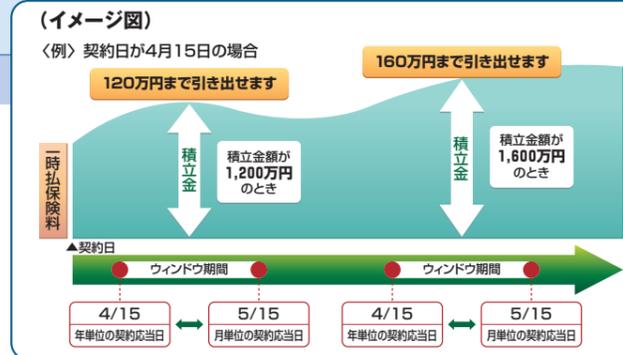
一定条件のもと解約控除なしで積立金の一部引き出しができます*1

- 契約日の1年経過後から毎年、年単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日までの期間(=ウィンドウ期間)に1回限り、解約控除なしで積立金の10%までを引き出せます。

例) 契約日が4月15日の場合: 契約日の1年経過後から毎年4月15日(年単位の契約応当日)から5月15日(翌月の月単位の契約応当日)までの期間(=ウィンドウ期間)に1回限り、解約控除なしで積立金の10%まで引き出せます。

ご注意事項

契約日から経過年数7年以内に10%を超える引き出しを行う場合、10%を超えた部分は通常の一部解約として解約控除がかかります。



ご契約

1年

5年

10年

多彩な年金の受取方法から選べます

詳細は6ページをご覧ください

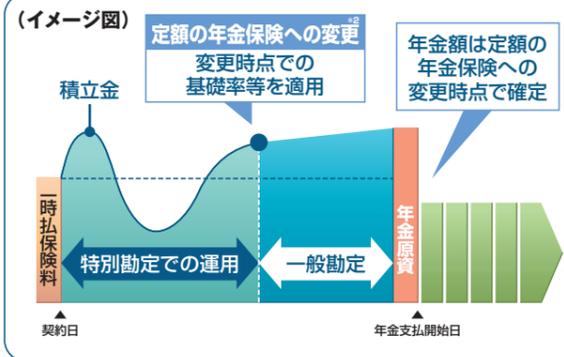
5年後からいつでも

定額の年金保険への変更

定額の年金保険への変更ができます*2

- 契約日から5年以上経過後は、運用期間中に限り、ご契約の全部または一部について定額の年金保険への変更(特別勘定からの移行)ができます。

- 定額の年金保険へ変更した後も年金種類・期間・年金支払開始日は変更前と同様です。ただし、定額の年金保険への変更時または変更後年金支払開始日前までは、所定の範囲内で年金種類・期間・年金支払開始日を変更できます。



ご注意事項

- 年金額は移行(変更)日の前日の解約返戻金に基づき、移行日におけるマニュアル生命の定める基礎解約控除がかかります。なお、その際の解約返戻金には最低保証はありません。

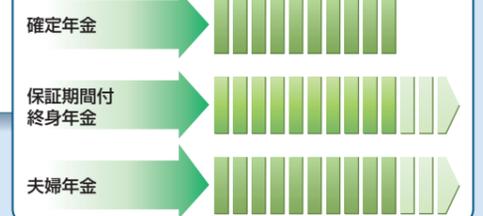
- 一部諸変更(積立金の引き出し、定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択)をした場合、積立

10年後からいつでも

即時の年金受取の選択

即時の年金受取が選択できます*2

- 契約日から10年以上経過後は、運用期間中に限り、当初の年金支払開始年齢にかかわらず、ご契約の全部または一部をもとに、即時の年金受取(特別勘定からの移行)をお選びいただけます。
- 年金種類・期間は即時の年金受取の選択前と同様ですが、選択時に所定の範囲内で年金種類・期間を変更できます。



率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。よって契約日から経過年数7年以内に定額の年金保険に変更する場合は

金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて給付金および年金原資の最低保証額も減額されます。

*1 積立金の引き出しに関する注意事項

- 積立金の引き出しは、毎年のウィンドウ期間に1回限りとします。
- 積立金の引き出しの結果、基本保険金額が50万円未満となる場合は、引き出しのお取り扱いはできません。

*2 定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択に関する注意事項

- 次の場合には、定額の年金保険への変更、即時の年金受取の選択はお取り扱いできません。
 - ① 変更した部分の年金額が5万円未満となる場合
 - ② ご契約の一部の変更等により、元の契約の基本保険金額が50万円未満となる場合
- 年金支払開始日の変更にあたっては、年金支払開始日が「契約日から10年以上かつ90歳以下」かつ「各種お取り扱いについて(13ページ)」にある「年金種類と保証期間(年金受取期間)」の範囲内でお取り扱いいたします。
- 変更後は特別勘定による運用を行いません。また、特別勘定への復帰はできません。
- その他の詳細なお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり/約款」をご参照ください。

一部諸変更(「積立金の一部引き出し(一部解約)」「定額の年金保険への変更」「即時の一部年金受取」)後の基本保険金額および年金原資の最低保証額の計算方法について

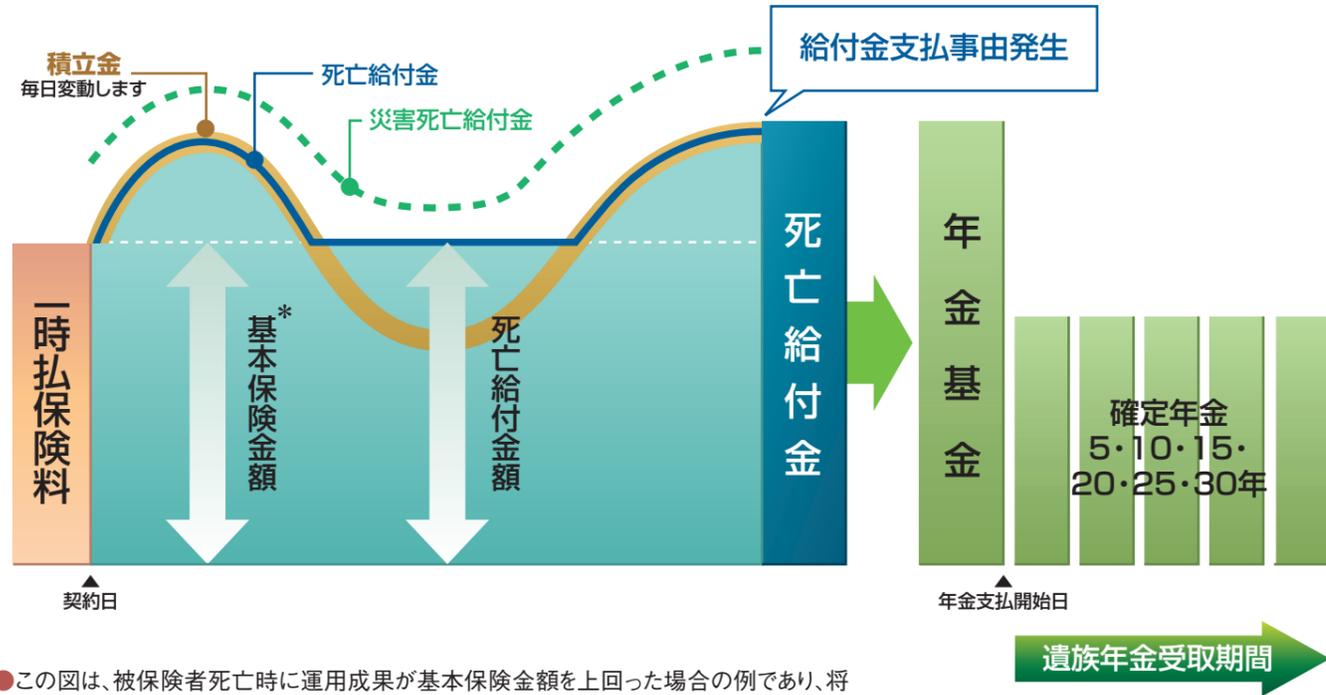
変更後の基本保険金額および年金原資の最低保証額 = 変更前の基本保険金額 × {(変更時点での積立金額 - 一部諸変更額) / 変更時点での積立金額}

[計算例] 基本保険金額(一時払保険料): 1,000万円 一部諸変更額: 100万円の場合
 積立金額 1,200万円の時: $1,000万円 \times \{(1,200万円 - 100万円) / 1,200万円\} = 約916万円$
 積立金額 900万円の時: $1,000万円 \times \{(900万円 - 100万円) / 900万円\} = 約888万円$

※ 万円未満を切り捨てて表示しています。

のこす 大切なご家族のために…生命保険なら ではの特長があります

遺族年金特約を付加し 運用期間中に給付金支払事由が発生した場合(イメージ図)



●この図は、被保険者死亡時に運用成果が基本保険金額を上回った場合の例であり、将来の死亡給付金額・積立金額などを保証するものではありません。

●この図は、死亡給付金の全部を年金基金に充当した場合の例です。

*基本保険金額は一時払保険料と同額になります。ただし、契約締結後にご契約の一部を変更(一部解約・積立金の引き出し・定額の年金保険への変更・即時の年金受取の選択)された場合は、その変更割合に応じて基本保険金額が減額されます。

100% 死亡給付金 保証

死亡給付金

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、基本保険金額(一時払保険料)の100%が最低保証され、死亡給付金として、死亡日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額をお支払いします。

災害死亡給付金

- 運用期間中に被保険者が不慮の事故などによりお亡くなりになった場合は、災害死亡給付金として、死亡給付金相当額と死亡日における積立金額の10%の合計額をお支払いします。

*契約日から特別勘定への繰入日の前日までの期間の死亡給付金額は基本保険金額相当額、災害死亡給付金額は基本保険金額の110%相当額となります。

〈死亡給付金の受取方法〉

- 一括受取
- 遺族年金特約を付加した場合は、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金で受け取れます。

●遺族年金特約

●年金種類は、確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年)です。

●この特約は、被保険者生存時は契約者の、被保険者がお亡くなりになった後(災害)死亡給付金が支払われる前は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

※(災害)死亡給付金が支払われた後に、特約を付加することはできません。

●運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金基金として、死亡給付金受取人は一定期間にわたって年金をお受け取りいただけます。

●契約者と被保険者が同一人かつ死亡給付金受取人が相続人の契約で、この特約を被保険者生存中に付加した際の、(災害)死亡給付金の相続財産の評価額の算出方法は次のようになります。

- ・年金受給権の評価額を計算します(相続税法第24条)
- ・その評価額と他の生命保険金を合算した金額から、保険金の非課税限度額を差し引きます(相続税法第12条)

※この特約を被保険者がお亡くなりになった後(災害)死亡給付金が支払われる前に付加した場合、(相続税法第24条)「年金受給権の評価」は適用されず、(相続税法第12条)「保険金の非課税限度額」が適用されます。

「遺族年金特約」の税務上のお取り扱い

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	(災害)死亡給付金支払事由発生時の課税	遺族年金受取時の課税
本人	本人	相続人	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(非課税限度額<相続税法第12条>あり)	所得税(雑所得) +住民税
本人	本人	相続人以外	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(非課税限度額<相続税法第12条>なし)	
本人	配偶者(子)	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して贈与税	

※被保険者死亡時に(相続税法第24条)「年金受給権の評価」が適用されるためには、被保険者生存中に遺族年金特約を付加する必要があります。
※詳細は「税務上のお取り扱い」(14ページ)をご覧ください。

遺族年金に関する注意事項

- 遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)によって計算されます。
- 遺族年金の年金額が5万円未満となる場合は年金が支払われず、年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金合計額が一時金で支払われます。また、年金額が3,000万円を超える場合には3,000万円を年金額とし、この金額を超える部分については一時金でお支払いします。

税務上のお取り扱いについては、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

●年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のお取り扱い

- 保証期間中(確定年金は年金受取期間中)に、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)がお亡くなりになったときは、①保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価の受け取り ②年金の継続受け取り ①・②のいずれかをお選びいただけます。この場合、年金原資の最低保証がありますが、保証期間付終身年金(夫婦年金含む)は、お亡くなりになった時期により、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

諸費用および解約について

● 諸費用

保険関係費と運用関係費 (特別勘定での運用期間中にすべてのご契約者にご負担いただく費用)

特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用 (各年率に1/365を乗じた金額) を積立金から控除します。

特別勘定名	グローバル・ポートフォリオ 20		グローバル・ポートフォリオ 30		グローバル・ポートフォリオ 50	
	プラン 100	プラン 110	プラン 100	プラン 110	プラン 100	プラン 110
保険関係費	特別勘定の資産総額に対し					
	年率 2.09%	年率 2.19%	年率 2.30%	年率 2.40%	年率 2.45%	年率 2.55%
運用関係費	特別勘定の資産総額に対し					
	年率 0.35%		年率 0.37%		年率 0.42%	

- ※保険関係費…年金原資・基本保険金額を最低保証するための費用、災害死亡給付金を支払うための費用、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。
- ※運用関係費…特別勘定の運用にかかわる費用で、信託報酬、保管費用などが含まれます。当費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- ※ユニットプライスは、保険関係費、運用関係費を控除したうえで計算されます。「プラン100」と「プラン110」は保険関係費が異なりますので、ユニットプライスも異なります。

スイッチング手数料 (特定のご契約者にご負担いただく費用)

- 年間12回まではスイッチングを無料で行えます。
- 年間12回を超えるスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回の移転につき2,500円を移転元の積立金から控除します。
※年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。

年金管理費 (年金(遺族年金を含む)支払期間中にすべてのご契約者にご負担いただく費用)

- 支払年金額(年額)の1%を、年金管理費として年金支払日に責任準備金から控除します。

解約控除

- 解約日が契約日から経過年数7年以内の場合、契約日からの経過年数に応じて解約控除がかかります。

契約日からの経過年数	1年以内*	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超6年以内	6年超7年以内
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%

*1年以内とは、特別勘定繰入日以降、契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

● アフターサービス

✉ 郵送で…

▶ 運用レポート

各種レポートをご契約者へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回 3月、6月 9月、12月末 の 情報	四半期運用実績の お知らせ	ご契約内容、 ご契約の現況など
	クォーターリー・ パフォーマンス・ レポート (四半期運用報告)	経済・市場概況および 各特別勘定ごとの 運用概況、 組入銘柄など
年1回 3月末の情報	マニユプライム (特別勘定) 決算のお知らせ	特別勘定の 資産の内訳および 運用実績など

💻 Webで…

▶ ホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

当商品の内容やユニットプライス、クォーターリー・パフォーマンス・レポート(四半期運用報告)はホームページで随時ご確認いただけます。

● 解約・一部解約

解約

運用期間中にご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。契約日から経過年数7年以内に解約される場合、契約日からの経過年数に応じて所定の解約控除が適用されます。またウィンドウ期間中の解約については、積立金の10%を超えた部分に所定の解約控除が適用されます。

一部解約

運用期間中にご契約を一部解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。契約日から経過年数7年以内にご契約の一部を解約される場合、契約日からの経過年数に応じて解約に相当する部分に所定の解約控除が適用されます。

- ※一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から同一の割合で減額されます。
- ※一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱えません。
- ※一部解約をした場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて死亡給付金および年金原資の最低保証額も減額されます。
- ※ウィンドウ期間中は、1回に限り積立金の10%まで解約控除なしで引き出せます。

解約返戻金

▲解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュアル生命の本社がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額から下記の解約控除を差し引いた金額となります。ただし、契約日から経過年数7年を超える解約については、解約控除は適用されません。
- 一定条件のもと解約控除なしで積立金の一部引き出しができません。詳しくは7ページをご覧ください。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} - \text{解約控除額} \quad \text{解約控除額} = \text{基本保険金額(解約に相当する部分)} \times \text{解約控除率}$$

※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、一時払保険料と同額の解約返戻金をお支払いいたします。(一部解約がなかった場合)

【解約返戻金額の計算例】基本保険金額が1,000万円、積立金額が1,200万円、経過年数2年6ヵ月で解約した場合

- 全部解約の場合 1,200万円 - (1,000万円×5%) = 1,150万円(解約返戻金額)
- 一部(600万円)解約の場合 600万円 - {1,000万円×(600万円/1,200万円)×5%} = 575万円(解約返戻金額)

※上記計算例の解約返戻金額は、税金を考慮していません。

クーリング・オフについて

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面(封書)によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

☎ 電話で…

▶ マニュアル生命の変額年金カスタマーセンター

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

0120-925-008

① 各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況などのご質問、お問い合わせを受け付けています。

② 各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きの際には、変額年金カスタマーセンターまで必要書類をご請求ください。

お手続き内容			
●スイッチング(積立金移転)	●住所変更	●年金の請求	●特約の付加 等
●給付金の請求	●契約内容変更	●解約・一部解約	
●改姓・改名	●積立金の引き出し	●保険証券再発行	

各種お取り扱いについて

ご契約後のプラン変更はお取り扱いできません

	プラン100	プラン110
保険料のお取り扱い	200万円以上1円単位 ●被保険者単位で最高5億円までです。	
追加加入契約のお取り扱い	50万円以上1円単位 ●2件目以降の契約(契約者と被保険者が1件目と同一の契約)	
被保険者契約年齢* 契約日における被保険者の保険年齢です。	0歳～75歳	0歳～70歳
運用期間 契約日から年金支払開始日の前日までの期間です。	11年～90年	20年～90年
	●被保険者の契約年齢によって異なります。	
年金受取人	契約者または被保険者	
告知について	申込時に書面で職業などについて正しくお知らせください。	
クーリング・オフ	クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ●お申し込み後、ご納得いかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。 ●ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニユライフ生命の本社宛まで、お申し出ください。	
年金原資	次のいずれか大きい額 ①年金支払開始日の前日末の積立金額 ②基本保険金額の 100%相当額	次のいずれか大きい額 ①年金支払開始日の前日末の積立金額 ②基本保険金額の 110%相当額
年金支払開始年齢	確定年金 15歳～90歳までの5歳きざみ 保証期間付終身年金 50歳～90歳までの5歳きざみ	確定年金 20歳～90歳までの全年齢 保証期間付終身年金 50歳～90歳までの全年齢
年金種類と保証期間(年金受取期間)	確定年金(5・10・15・20・25・30年) 保証期間(10・15・20・25・30年)付終身年金(夫婦年金含む) ●選択できる年金種類は、被保険者の契約年齢、年金支払開始年齢により異なります。 ●最後の年金支払日(保証期間付終身年金の場合は、保証期間最後の年金支払日)の年齢が105歳以下である必要があります。	
その他	契約者配当金 運用期間中には、配当はありません。 年金受取期間中および定額の年金保険への変更(即時の年金受取の選択を含む)後は、5年ごとに利差配当を行います。	
	契約者貸付 お取り扱いできません。	

保障の責任開始期 ●マニユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。
 ●ご契約のお引き受けの承諾については、保険契約のお申し込みと一時払保険料相当額のお払込みの両方を、マニユライフ生命の当社で受け付けした日の翌営業日までにその諾否を決定します。

特別勘定による運用の開始時期 ●一時払保険料は、契約日より契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れられ、運用が開始されます。

* ご契約時の「契約者の年齢」および「被保険者の年齢」は、契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。例えば、40歳7ヵ月の場合は41歳となります。
 ご契約締結後の年齢は、ご契約時の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

税務上のお取り扱い

相続税法第12条 「保険金の非課税限度額」について

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります。法定相続人数には、相続を放棄した人も含まれます。

相続税法第24条 「年金受給権の評価」について

年金受給権のうち、当該権利を取得した時において年金給付事由が発生しているものについては、受け取る年金の種類に応じ、右表のように評価します。

●保証期間付終身年金(夫婦年金含む)の場合、残りの保証期間を確定年金の期間として評価した額か、終身年金として評価した額のいずれか高い方の額となります。

●確定年金の評価(残存期間の年金総額×評価割合)

残存期間	評価割合
5年以下	70%
5年超 10年以下	60%
10年超 15年以下	50%
15年超 25年以下	40%
25年超 35年以下	30%
35年超	20%

●終身年金の評価(年金額×評価倍数)

権利取得時の被保険者の年齢	評価倍数
25歳以下	11倍
25歳超 40歳以下	8倍
40歳超 50歳以下	6倍
50歳超 60歳以下	4倍
60歳超 70歳以下	2倍
70歳超	1倍

●支払保険料

一時払保険料	お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
---------------	--

※個人年金保険料控除の対象外となります。
 ※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

●解約(差益のある場合)

年金種類	契約後5年以内の解約の場合	契約後5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

●(災害)死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	相続人	相続税(非課税限度額*あり)
本人	本人	相続人以外	相続税(非課税限度額*なし)
本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります。(相続税法第12条) 法定相続人数には、相続を放棄した人も含まれます。

●年金

年金種類	年金でのお受け取り	年金の一括受取
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金(夫婦年金含む)		所得税(雑所得)+住民税

※契約者と年金受取人が相違する場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額が別途贈与税の対象になります。

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱となります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費} (\text{一時払保険料等}) - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$

税務上のお取り扱いについては、平成20年8月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。